

訴 状

平成30年10月2日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 福 島 正 人

同 新 海 聡

同 浮 葉 遼

当事者

別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求住民訴訟事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円也

貼用印紙額 金 1 3, 0 0 0 円也

請求の趣旨

- 1 被告は、一宮市に対し、1億1969万7325円を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、愛知県一宮市（以下、「市」という。）内に住居を有する者である。
- 2 被告は、愛知県（以下、「県」という。）の知事である。

第2 事実経過等

- 1 原告の主張の骨子
県は、市に対して、愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付

要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下、「弁償費」という。）を支出している。

しかし、県が市に対して支出した弁償費は、①その一部しか民生委員・児童委員に支払われていないこと、②領収書について不適切な取り扱いがなされていることからして、その目的外に使用されている。

そこで、県は、市に対して、不当利得返還請求権に基づき、弁償費の返還を求めるべきであるのに、これを怠っている。そこで、地方自治法 24 条の 2 第 1 項第 4 号本文、第 2 項第 1 号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

2 関係法令等

(1) 民生委員法及び児童福祉法

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。民生委員は、児童福祉法 16 条 2 項により児童委員に充てられたものとされている。民生委員の委嘱を受けた者は、児童委員を兼務することとなり、その任務は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲に及んでいる。

また、民生委員及び児童委員に関する費用は、民生委員法 26 条及び児童福祉法 50 条 2 号の規定により都道府県が負担することとされている。

そして、民生委員法 20 条の規定により、民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める区域ごとに、民生委員協議会（以下、「協議会」という。）を組織しなければならない。

(2) 愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱（甲 2）

県では、交付要綱を定め、弁償費について次の通りとしている。

ア 弁償費の交付

県内（政令指定都市及び中核市を除く。）の民生委員・児童委員が日常生活において要する費用として弁償費を交付する。

イ 弁償費の額

(ア) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 年額 5 万 8 2 0 0 円（民生委員分、児童委員分各 2 万 9 1 0 0 円）

(イ) 平成 29 年 4 月 1 日以降 年額 5 万 9 0 0 0 円（民生委員分、児童委員分各 2 万 9 5 0 0 円）

なお、年度の中で中途で委嘱又は解嘱された者の弁償費については、別段の定めがある。

(ウ) 交付の方法

4 月から 9 月までを上半期、10 月から翌年 3 月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付する。

(エ) 資金交付

福祉相談センター長は、弁償費について資金前渡の方法により交付す

る。

(オ) 資金前渡しした弁償費については、民生委員・児童委員の領収書を徴し、精算を行う。

(3) 法令に定める資金前渡し

地方自治法232条の5第2項は、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡し（中略）の方法によってこれを行うことができる。」と定めている。

これを受けて、同法施行令161条1項柱書は、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」と規定しており、同項7号は、「報奨金その他これに類する経費」を掲げている。

また、同条3項は、「前2項の規定による資金の前渡しは、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。」と規定している。

同法153条1項は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事項の一部をその補助機関である職員に委任（中略）させることができる。」という事務の委任について定めている。

3 弁償費の交付手続

(1) 福祉相談センター長から資金前渡員への交付

一宮市の民生委員及び児童委員に関する事務は、知事から事務の委任を受けた愛知県尾張福祉相談センター長（以下、「センター長」という。）が分掌しており、上記2の関係法令等により、一宮市福祉部生活福祉課長（以下、「生活福祉課長」）を資金前渡員に指定している。そこで、センター長は、市の各民生委員・児童委員（以下、「各委員」という。）に交付する弁償費を生活福祉課長の預金口座に上半期・下半期ごとに送金していた。

(2) 生活福祉課長から各委員への交付

生活福祉課長は、各委員が受領すべき弁償費を各委員が加入する協議会を通じて交付する運用としていた。

その交付手続については、民生委員・児童委員が年度の中で交代して精算額が発生した場合を除き、全額を下表の通り各協議会が指定する預金口座に送金していた。

年度	半期	対象月	資金前渡額	弁償費額	精算額
平成 25	上半期分	4月～9月	14,491,800円	14,491,800円	0円
	下半期分	10月～11月	4,820,900円	4,820,900円	0円
		12月～3月	9,835,800円	9,835,800円	0円
平成 26	上半期分	4月～9月	14,816,750円	14,816,750円	0円
	下半期分	10月～3月	14,826,450円	14,826,450円	0円
平成 27	上半期分	4月～9月	14,841,000円	14,841,000円	0円

	下半期分	10月～3月	14,821,600円	14,821,600円	0円
平成28	上半期分	4月～9月	14,836,150円	14,836,150円	0円
	下半期分	10月～11月	4,947,000円	4,947,000円	0円
		12月～3月	9,966,750円	9,966,750円	0円
平成29	上半期分	4月～9月	15,192,492円	15,192,492円	0円
	下半期分	10月～3月	15,192,490円	15,192,488円	△2円
合計			148,589,182円	148,589,180円	△2円

4 市の不当利得返還義務

(1) ア 上記2及び3(1)によれば、センター長が本件資金前渡員である生活福祉課長に弁償費を交付し、次に生活福祉課長から各委員に対して弁償費が支払われることが本来予定されているはずである。

しかし、上記3(2)で述べたとおり、生活福祉課長は、各委員が受領すべき弁償費を各委員が加入する協議会を通じて交付していた。

そして、協議会の収支決算書において、交付を受けた1億4858万9182円のうち、各委員への支払額として確認することができる金額は、2889万1857円のみである。

イ 多額の金員について各委員への支払額として確認することができない理由は、協議会において、領収書の不適切な取り扱いがなされていることによる。

すなわち、実際に各委員に弁償費が支払われるよりも前に、協議会は、各委員に対し、領収書に受領印を押すことを求め、各委員がこれに応じていた。

そのため、各委員は、領収書に押印をしておきながら、実際にはその金額を受け取ることができない場合があった。

ウ 交付要綱第2の1によれば、弁償費は、県内（政令指定都市及び中核市を除く。）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として交付するものとされる。しかし実際には、上記(1)で述べたとおり、各委員への支払額として確認することができる金額はわずかであり、多額の金員が協議会に内部留保されている状態である。

したがって、市の支出は、民生委員・児童委員が日常活動において要する費用という弁償費の目的とは異なり、単に協議会に内部留保させるためのものと見ざるを得ない。

(2) したがって、市は、県に対して、その目的外使用の金額について不当利得返還義務を負っている。その金額は、交付を受けた1億4858万9182円から、各協議会の収支決算書上、各委員への支払額として示されている2889万1857円を差し引いた、1億1969万7325円である。

第4 住民監査請求

原告は、平成30年7月10日、県が市に対して上述の債権の請求を怠っているとして住民監査請求を提起したが、平成30年9月3日付けで棄却された（甲1）。

なお原告は、住民監査請求の時点では、資金前渡額の全額の返還を求めべきと主張していたが、各委員への支払額として確認することができる上記2889万1857円については、本訴では対象から除外する。

第5 結論

以上の通り、県は、市に対して上述の債権を有しているにも関わらず、請求を怠っている。よって、地方自治法242条の2第1項第4号本文、第2項第1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

証拠方法

別紙証拠説明書記載の通り

添付書類

甲号証の写し	各1通
委任状	2通

当事者目録

〒 愛知県一宮市

原 告

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1 - 4 - 4

第9タツミビル北棟301(送達先)

福島法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 福 島 正 人

電話 052-212-9335 F A X 052-212-9336

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 3 8 - 1 f.a.s ビル 2 階

弁護士法人OFFICEシンカイ

同 新 海 聡

電話 0564-83-6151 F A X 0564-53-5388

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3 - 7 - 9

チサンマンション丸の内第2 502

弁護士法人OFFICEシンカイ 大津通り法律事務所

同 浮 葉 遼

電話052-971-7520 F A X 052-971-7525

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

被 告 愛知県知事

大 村 秀 章